三　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正関係
　内閣総理大臣による破産手続開始の申立てが可能な範囲を、投資者保護基金に加入している金融商品取引業者から金融商品取引業者全般に拡大することとした。（第二条及び第四九〇条関係）
四　信託業法の一部改正関係
　信託業の免許取消し等の際、内閣総理大臣による新受託者選任等の申立ても可能とすることとした。（第四九条関係）
五　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（法律第三三号）（国土交通省）

一　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正関係
1　船舶からの油の排出の規制（第二章関係）
(一)　船舶から排出された油が滞留することによる汚染を特に防止する必要がある海域として政令で定める海域においては、重質油をばら積みの貨物又は燃料油として積載した船舶を航行させてはならないこととした。（第五条の三関係）
(二)　他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替え（以下「船舶間貨物油積替え」という。）を行う一定のタンカーの船舶所有者は、船舶間貨物油積替作業手引書を作成し、これを当該タンカー内に備え置き、又は掲示しておき、これに従って船舶間貨物油積替えを行わなければならないこととした。（第八条の二関係）
(三)　日本国の内水、領海又は排他的経済水域において船舶間貨物油積替えを行うタンカーの船長は、あらかじめ、海上保安庁長官に通報しなければならないこととし、海上保安庁長官は、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出のおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該船舶間貨物油積替えを行う時期又は海域の変更等を命ずることができることとした。（第八条の三関係）
2　船舶からの排出ガスの放出の規制（第四章の三関係）
(一)　窒素酸化物又は硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等を行うために、国土交通大臣の承認を受けたものについては、放出規制の適用除外とすることとした。（第一九条の四、第一九条の九及び第一九条の二一関係）
(二)　硫黄分濃度等の基準に適合する燃料油について、入手を予定していた場所において入手できなかった場合にとるべき措置を講じてもなお入手できない場合は、硫黄分濃度等の基準の適用除外とし、その場合には国土交通大臣に通報しなければならないこととした。（第一九条の二一関係）
(三)　航行中に、進入しようとする海域に係る燃料油中の硫黄分濃度に関する基準に適合させるため、その使用する燃料油の変更をする船舶の船舶所有者は、燃料油変更作業手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置かなければならないこととした。（第一九条の二一の二関係）
(四)　原油の輸送の用に供するタンカーの船舶所有者は、揮発性物質放出防止措置手引書を作成し、これを当該タンカー内に備え置き、又は掲示しておかなければならないこととした。（第一九条の二四の二関係）
(五)　オゾン層破壊物質を含む材料を使用し、又は設備を設置した船舶の航行の禁止に関する規定は、オゾン層破壊物質が放出されるおそれのない設備のみを設置した船舶については適用除外とすることとした。（第一九条の二五関係）

二　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正関係
1　窒素酸化物の放出規制の経過措置として当該規制の適用を除外されている平成一二年一月一日前に建造され又は建造に着手された船舶に設置された原動機の一部を新たに適用対象とすることとした。（附則第七条関係）
2　オゾン層破壊物質の規制の経過措置としてオゾン層破壊物質を含む材料を使用し、又は設備を設置することができることとされている一定の船舶の船舶所有者は、当該設備の一覧表を当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならないこととした。（附則第九条関係）

三　附則
1　この法律は、平成二二年七月一日から施行することとした。ただし、一の1(二)については平成二三年一月一日から施行し、一の1(一)については公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、一の1(三)については平成二四年四月一日から施行することとした。
2　この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（法律第三四号）（環境省）

1　土地所有者等に係る努力義務の創設
　土地の所有者又は占有者は、その所有、又は占有若しくは管理する土地において、この法律の規定に違反して処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、都道府県知事又は市町村長に通報するよう努めなければならないこととした。（第五条第二項関係）
2　許可の欠格要件に係る規定の合理化
　廃棄物処理業等の許可の欠格要件に該当する場合のうち、廃棄物処理業等の許可を取り消された場合を、特に悪質な違反を犯して許可を取り消された場合に限定することにより、連鎖的な許可の取消しに対する手当てをした。（第七条第五項第四号ニ、第七条の四第一項及び第一四条の三の二第一項関係）
3　廃棄物処理施設に係る定期検査
　廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者は、一定期間ごとに、当該廃棄物処理施設が施設の技術上の基準に適合するかどうかについて、都道府県知事の検査を受けなければならないこととした。（第八条の二の二及び第一五条の二の二関係）
4　廃棄物処理施設の適正な維持管理を確保するための措置
　廃棄物処理施設である廃棄物最終処分場について許可を受けた者がその許可を取り消されたときは、当該許可を取り消された者又はその承継人は、当該廃棄物最終処分場が廃止基準に適合するまで維持管理を行う義務を有することとし、都道府県知事の確認を受けるまでの間は、第八条の三等の規定の適用については、なお廃棄物処理施設の設置者等とみなすこととした。（第九条の二の三及び第一五条の三の二関係）
5　熱回収の機能を有する廃棄物処理施設に係る特例
　廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの（以下「熱回収施設」という。）を設置している者は、施設に関する技術上の基準及び申請者の能力に関する基準に適合するときは、都道府県知事の認定を受けることができることとした。（第九条の二の四第一項及び第一五条の三の三第一項関係）
6　排出事業者による適正な処理を確保するための措置
(一)　事業者が産業廃棄物を保管する場合の届出
(1)　事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならないこととした。（第一二条第三項及び第一二条の二第三項関係）
(2)　非常災害のために必要な応急措置として(1)の保管を行った事業者は、当該保管をした日から一四日以内に都道府県知事に届け出なければならないこととした。（第一二条第四項及び第一二条の二第四項関係）
(二)　建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外
(1)　建設工事が数次の請負によって行われる場合にあっては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律の適用は、元請業者を事業者とすることとした。（第二一条の三第一項関係）
(2)　建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について下請負人が行う保管に関しては、当該下請負人もまた事業者とみなして、産業廃棄物保管基準及び改善命令に係る規定を適用することとした。（第二一条の三第二項関係）